

## 答申第59号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

平成29年1月19日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月30日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

#### 2 審査請求に至る経緯及び趣旨

(1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年1月19日付けで次のとおり開示請求を行った。

平成28年1月から12月までの津市の小学校及び中学校における給食費滞納者リスト。

(2) 実施機関は、本件開示請求について、公文書を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年1月30日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

当該文書は、実施機関では公文書として作成及び取得していないため不存在

(3) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

#### 3 審査請求の理由

食材の検収を行う「検収室」、野菜類の洗浄などを行う「下処理室」、食材の裁判や調理を行う「調理室」、食器や調理器具を洗う「洗浄室」は津市のものであり、使用しており大内山牛乳は学校給食用牛乳については津市が直接調達をして1日に2万2000本の牛乳の供給をしている事実が存在しており、平成28年1月から12月までの津市の小学校及び中学校における食材費の実費については学校給食法の中で保護者が負担すると規定されており、津市もこの規定に従って保護者に実費の負担になっている。小麦や精米なども取り扱っていて、津市を含む事業者、納入業者から購入している事実があるのであるから、「当該文書は、実施機関では公文書として作成及び取得していないため、不存在とした」津市教育委員会の決定は、本件は裁量の範囲を逸脱しており公開すべきである。

#### 4 実施機関の不開示理由説明

保護者の給食費納入状況については、各小中学校で逐次把握しているものの、特定時点において滞納者を一覧化する等の作業は行っていないことから、公文書として作成及び取得していないため不存在。

#### 5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、給食費滞納者リストの有無について争っている。

当審査会は、本件処分の妥当性について次のとおり検討する。

津市の小中学校では、審査請求人の主張にあるとおり、学校給食が実施されており、学校教育法に基づき、給食食材費の実費が保護者負担とされているものである。給食費納入状況の管理については、私会計であることから各小中学校それぞれが個別に管理を行っており、通例、学級ごとに給食費徴収簿を作成し、通年で管理しているとのことである。

特定時点において滞納者を抽出し、別途滞納者リストを作成しなければならないといった法制度は存在せず、作成の必要性も認められないことから、滞納者リストを作成していないとする実施機関の説明に不自然な点は見当たらない。

また、各学級単位で作成しているとする給食費徴収簿により滞納者が把握できる場合があるが、審査請求人は、本件開示請求において「給食費滞納者リスト」と限定的な記載をしていることから、公文書の特定に当たり、滞納者のみを抽出した文書と解した実施機関の判断に誤りがあるとはいえない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

#### 6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
--	-----

会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂